

一時抹消登録証明書の遺失等に係る新規検査・登録申立書
 【登録事項等証明書が取得できる場合】

平成 年 月 日

殿

申立人 新所有者 住所
 氏名
 新使用者 住所
 氏名

実印

印

今般、新規検査・登録申請するにあたり、下記のとおり一時抹消登録証明書を遺失（紛失）・盗難により提出できないことを申し立てます。なお、発見された場合には、速やかに提出するとともに、本事案に関して事故が生じた場合は、一切の責任を負うことを誓約いたします。

記

1. 一時抹消登録時の登録番号	2. 車台番号		
3. 一時抹消登録時の所有者の氏名又は名称及び住所 (一時抹消登録後、所有者変更記録を受けた場合はその所有者)	氏名又は名称		
	住所		
4. 一時抹消登録証明書の交付があつてから遺失(紛失)・盗難に至るまでの経緯			
5. 遺失(盗難)届を提出した警察署名、届出年月日、受理番号	警察署名	届出年月日	受理番号

【添付書類】

- ① 登録事項等証明書(発行後1ヶ月以内のもの)
- ② 譲渡証明書
※所有者の変更があつた場合に必要 ※譲渡人は実印を押印
- ③ 一時抹消登録時の所有者の印鑑証明書(一時抹消登録後、所有者変更記録を受けた場合はその所有者の印鑑証明書)
※氏名又は名称及び住所の変更があつた場合は、変更内容の確認できる住民票、戸籍謄本等 (法人の場合は登記事項証明書等)

【注意事項】

新規検査・登録の申請書類と同時に提出してください。